

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉（共同声明関係）復帰関連  
国内措置（対内）(7)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43355">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43355</a>

刑事法分科会

58

佐々木事務官の沖縄出張

1. (目的) 沖縄米軍基地の突体と視察  
せしめるとともに、基地の運営に関する  
諸問題(特に軍関係方面及び民事  
請求権)が民政府及び琉球政府  
とこれこれにおいて具体的にいかんにか  
~~機~~ 機構・組織によりどのように処  
理されるかを、関係者の説明  
を聴取せしめる

2. (日程) 現在沖縄事務所での  
ライ-21 調整中。

9日 事務所表敬 岸事務所長表敬  
(賀陽次長との打合せ含む。)  
その後 南部視察  
10日 高瀬大使表敬  
民政府表敬

小林 渉外局長 副局長  
オマツケナール 渉務局長  
ウイミンジャー 渉務局長

① 協同委員会  
(準備委員会)  
高瀬大使  
米基地  
② 協同委員会  
の存在機関  
(岸、中、田)  
協同委員  
連絡のため

GA-6 外務省  
機密の問題(全体的責任あり)  
同日

琉球権  
(3段階の  
あり)

合同捜査部  
MP(DK) (相違点)  
相違点  
相違点

2

シモズ 公安局長  
(刑事)  
琉球 警備  
新垣 土地課長

11日 米軍基地視察  
(嘉手納等)

12日 出発

※ 11日迄、カヤコウ程、  
奉還

9月-4日 - 総務課長  
4日 - 事務課長  
7日 - 総務課長

基地

JSLC  
Joint Service Liaison Committee

8月15日(3) Mochi  
AS

GA-6 外務省

秘  
無期限

南米課長 条約課長 北米課長 安全保障課長  
南米課長 法規課長 松田事務官

米軍基地視察 (沖繩、プエルトリコ、タイ)

45. 3. 20  
米保  
1/22

3月9日より18日まで 沖繩、プエルトリコ

おおよそタイに於ける米軍基地視察のため

出張した際、沖繩においては米軍人等

による犯罪 おおむね米軍に対する民事請求、

プエルトリコにおいては米比間の刑事裁判

管轄権問題、タイにおいては労務者

GA-5

回覧番号 外務省  
米保 92/101

解雇問題等につきこれこれ関係者

につき事情を聴取する機会がある

の2つ以下 沖繩、プエルトリコ、タイ

これこれにつき要旨をとりま

とめ報告する。

GA 6

外務省

I. 沖縄における民事請求権の取扱い  
について、

沖縄の基地組察の外出出張中の子

などから米民政府、琉球政府および他

の関係者から沖縄における民事請求権

の取扱いについて聴取しなくてはならない

事である。

II 損害賠償請求手続

(1) 米軍および米軍構成員の不法行為によ

りて損害賠償について被害を受けた

琉球民間人の損害賠償請求の通例

の窓口は地方の市町村であり、そこから

米軍の関係部隊に請求書を送付される。

しかしこの方法によれば被害者個人の

米軍関係者との直接交渉になり、被害

者の満足が得られず、被害者

の多くはしばしば指摘されているとあり

にある。最近では地方の市町村役場  
 加中州と  
 琉球政府法務局民事部に  
 連絡し、琉政関係者へ事実関係の  
 調査を行わす。主に民事部土地課が  
 被害者の相談のり、助言を与え、最  
 終的に請求額の算定を行い、これを  
 米軍に送付する。但し米軍内部では  
 各軍、各部隊に Claims officer が  
 おり独自の損害賠償の調査を行わす  
 こと、請求書等がいずれの米軍賠償部

に送付されるかわかる場合もあり、  
 かかる場合は、土地課は民政府の法  
 務局の land division の請求書を送付  
 する。しかしこれは義務ではなく  
 が、この系統は  
 慣行としてこの系統は維持される。  
 い。なお米軍構成員等による交通事故  
 等の場合、当該米人が保険会社に加入  
 している場合は、米軍の介を介し直接  
 個人が保険会社に請求する場合はあ  
 るとのことあり。

(2) 損害賠償請求の手段面において、民

政府は、琉球政府から送付された請求書

をいかに米軍関係者に送付できなかったか

figure out しそれを当該米軍担当官に

送付できなかった、その際実質的内容の調査等

を行ってはいない。従って損害賠償の

ついで交渉は被害者個人と米軍の損

害賠償担当官又は被害者を代表して

琉球政府、具体的には民事部と地保と

米軍担当官との間で行われている。

最終的には米軍内部に<sup>いかに一方的に</sup>~~決断~~して

償額が決定され、調査内容がわ

最終決定の法的根拠等は公表され

ない。

2. 問題点

日本本土における米軍に対する民事

請求については、地位協定により、防

(自衛隊及び米軍)

衛隊については相互に請求権を放棄

し、前者に対する請求権については、

公務中と公務外に分けて、日米相

方の責任範囲が明確なこれ関係国内法  
 も整備されている。更に米軍基地運営に  
 関連して発生するいわゆる基地公害等地  
 位協定の枠内で解決すべきものにつ  
 いても、防衛施設周辺整備法上の  
 措置、員舞金、補償金等により被害者  
 保護が一応行き渡っている。これに反し  
 沖縄においては、それ以上に(より)損  
 害賠償請求の手続面の制度が十分確保  
 されていない。損害賠償を適用する

<sup>律</sup> 5法は実質的に Foreign Claims Act  
 おおむねこれに基づく米軍収部の諸理  
 則に限られている。特に問題とす  
 るのは、Foreign Claims Act をもとに  
 して解決すべきものがある。Foreign  
 Claims Act は、そもそも、個人は国家に  
 対して民事請求を提起し得ないこと  
 米國(英米法上の)の立場がどうか不  
 都合を解決するために設定される  
 ものをいわれているが、Foreign Claims



Actの解釈問題として、米軍要員等

の行為による損害について、いわゆる

過失責任主義なのか、又は無過失責任

主義がとられているのか明確でない。

過去の例からみると、米軍は過失責任

主義をとっているからである。この解

釈によれば、米軍基地の存在と自

国から生ずる場合の例は「基地公

害等」の行為による補償と解釈すべきは

たまたま問題外) 用事になる。この点には ~~基地公害等~~

米軍に帰せらるべき補償責任

についてその責任範囲の責任者が明らか

でない。又琉球政府内部においても、

事実関係の調査は別として、民事部

工地課が損害賠償と国家補償等

の問題を画一的に取り扱い、

るからである。基本的には、米軍

と住民との間に立つ者(日本本

土に於ける日本政府)が存在しないに

と、又は日本政府に代るものとして米-民

政府は、住民の好む国家保護の

機能を果たすこと問題に

あり、この意味には労働者雇用

制に関し、間接雇用制への移行

の問題と同様基本的問題と見

らる。

統治機構の面では、米政府

が琉球政府の立場にあり、米

軍と琉球住民の間で民事請求権の

問題について（特に国家補償的任

問題の対して) その責任を有すべき

であるが、実際には上記に述べた

とおり米政府が民事請求問題

に介入することは少く、専ら琉球政

府と米軍の間での交渉が行われ

ている。米政府の態度は、

米国の<sup>政府</sup>国家機関たる米政府が

他の<sup>政府</sup>国家機関の対する民事請求

については琉球住民の利益を代表

してその手助けをするべきである

いりものがある。 ~~また~~この点に關

して、住民の権利保護の責務を

有する米政府と米軍との間とし

はしば意見の相違があること位にと

れたい。

II. 沖縄における米軍構成員による犯罪の  
取り扱いたい。

日本本土においては、地位協定に規定

されているとおり、日本側の専断的裁判管轄

権および米の裁判管轄権が重疊し

た場合の日本側のみ裁判管轄権が

明確に確立され、それに伴い、日本側

警察権と地位協定におけるそれに基づく

日本側の専断的取り扱いたい等(米軍構

成員に及ぶ場合が明瞭なため、米軍

警察権は<sup>原則的に</sup>基地内<sup>に</sup>限定され、<sup>例外的に</sup>基地

周辺において認められているもの<sup>(地位協定中17条10b)</sup>は、しか

し琉球 沖縄<sup>に</sup>おいては琉球警察

政府の米軍構成員に対する裁判権は存在

しない、そのことから容疑者の逮捕

取調心等も極度に制限されている、米

軍構成員に対する警察<sup>権</sup>は<sup>17条10b</sup>に

限られている。以下問題点

2)

### 1 逮捕

米軍要員の犯罪に対する琉球警察

の逮捕権は著しく限定されている。即令

中87号「琉球民警察官の逮捕権」に

よれば、現行犯の米官憲が近くにいる

場合でない限り限られている。諸現

定の法律的解释の問題とは別に、

実際の琉球民警察官が米軍要員を

逮捕するにあたっては、多くの困難があり、

これに逮捕しなくては、捜査権ははた

身柄は米軍に引き渡さねばならず、実

際琉球警察が米軍要員を逮捕

する場合は例外的なものと見なされる。

米軍と琉球政府の間で合意された捜

査其助師定儀規畫」の第3条の3に

よれば、琉球警察は米軍要員による

刑事事件を管轄し、また、速やかに

米軍捜査機関に通報し、必要な協

力を与えることになっている。

2 捜査

た琉球警察が米軍要員の容疑

者を逮捕し、捜査権は米軍憲兵(米

軍捜査官)が行使し、琉球警察は常に

米軍捜査官の援助を与えることができる。

逮捕後憲兵隊に容疑者の身柄を引き

渡す間の一時的に拘留することができる。

能あるが、通常は、容疑者の逮捕

と米軍憲兵隊(容疑者の所属部隊)に

不明の場合は米軍憲兵隊本部に通報し、

所持品の記帳物件とこれら文書について

憲兵隊へ身柄の引渡しを終わらせた

以下に示す通り

~~米~~ 琉球警察も米軍による捜査

に立合っていることは認められている

が、それは米軍の捜査に援助したもので

あり、多くは捜査内容も知らず、米

軍の取調べ内容も特に琉球警察が

要約(要旨)は知らず、~~知らず~~

~~捜査内容も知らず、米軍による捜査~~

~~捜査内容も知らず、米軍による捜査~~

~~米軍による捜査内容も知らず、米軍による捜査~~

~~米軍による捜査内容も知らず、米軍による捜査~~

1941  
3 米軍への従軍性

米軍の警察権が基地外に及ぶ

行使されていることから、琉球警察の米

軍要員による警察権は殆んど認められ

ておらず、完全に米軍に隷属している。また

琉球警察は米軍憲兵隊の下部機

構として完結している。現行でも人権面

予算面、以下に米側の強い統制下にある

の独立性は稀薄である  
琉球警察独自の行動は許さないと  
の独立性は稀薄である

民政府の公安局と琉球警察との間には

直通の電話が設置され米側の報告義

務が課せられていること、米側と

琉球政府の経費関係(米に徴収)に

あつてゐる。最近の例には、琉球

警察の公安委員会制度について米政府

の指令があり、米政府の意向と同一に

改正されることがある。更に予

算内において、(これは他の琉球政府

機関についてはいえることだが) 日本政

府からの援助金の使用等についても米民

政府の指導監督が行われているとの

ことである。しかしこれらの事情は、琉球

政府および米民政府関係者が了解

取しなかつたこと、沖縄の日本政府連

絡事務所の警察関係担当者から知

らされる事実があり、琉球政府にお

いて米民政府関係者の専断による

事情について話をあつたこと等である



あ、い、え、お、う、わ、ん

茶の部課長

取扱注意

法規課長

安全標識課長

北米第一課長

刑事分科会の開催について

4.8.6  
米北1

つきに御案内の通り、標記分科会は下記通り下記1.の要領により開催と決定し、

討議事項は下記2.の趣旨とし、これに未定とせしめず。(御出欠の有無、4.8.6告知に即連絡下さい。)

記

1. 刑事分科会

- (1) 日時 7月8日(水) 午後2時より
- (2) 場所 総務部B棟会議室(地階)

2. 議題

- (1) 環状裁判所に系属中の裁判の引継ぎ(憲法問題と棚上げとの前提の取り決めに付して)
- (2) 復帰前の措置に関する事項(前回の会合の配布資料を参照)

刑事法分科会における検討事項

(45.6.24)

当面検討を要するのは、琉球法令及び布告、布令の復帰前における効力の取扱いと復帰前に要する事前措置いかんという問題である。

一 琉球法令及び布告、布令の復帰前における効力の取扱い

(総論)

この場合、布告、布令も含めて、すべてその効力を認めるといふことは断当ではないと考えられるので、具体的には「前回の報告を参照」

一 一切の効力を認めない。

2 原則として琉球法令の効力を認め、布告、布令の効力は認めない。

この二案が考えられる。①は奄美大島方式であるが、この場合の理論上、実際上の問題点はないが、時に奄美大島に関する最高裁判例の解釈いかん、琉球と奄美大島の法的地位の異同いかん等につき検討を加える要がある。②は琉球の特殊の事情を背景とした現実

→ 理論的に不可又は取扱は同じ

的考案方であるが、その場合、琉球法令と布告、布告の取扱いを異にする根拠いかん、琉球法令の効力を認めることと憲法三九条、三二条との関係いかん等につき検討を加える要がある。

(各論)

以上の問題と布告、布令と琉球法令の二つに分けて主な問題点を列挙すると、次のとおりである。

1. 布告、布令について

(一) 布告、布令中刑事関係のものといえども、その効力を認める必要があるものがないか、この点に関連して、各省庁関係の行政的諸規定の取扱いと統一とする必要性の有無及びこれを区別する場合の根拠、範囲いかん。

(二) 本軍軍属、家族の復讐前の犯罪の取扱いいかん。この点に関連して、琉球法令(及び日本法令)の人的適用範囲いかん。

(三) 一部効力を認める場合の憲法三九条、三二条との関係及び政治的問題。

2. 琉球法令について

(一) 琉球法令中にも効力を認めるべきでないものがないか。この点に関連して、本土と異なる琉球法令の取扱い及び憲法その他の要請から違憲又は不当な琉球法令の取扱いをどうするか。

(二) 刑事手続における管轄、上訴関係の相違による経過措置いかん。

(三) 布告、布令違反と併合罪又は累犯加重事由とする裁判結果及び裁判手続の取扱いいかん。

二 復讐前に措置すべき事項

(一) 一部刑事関係法令の本土化の要否

(二) 捜査、事件処理及び裁判手続の促進(特に身柄関係について)

(三) 減刑その他の恩赦の実施の可否

(四) たとえば、交通反則通告制度の事前実施等刑事関係法令の適用に影響を及ぼす行政上の措置の本土化の要否

条約課長  
 法規課長  
 安全保障課長  
 外務省  
 北米第一課長

刑事分科会の開催

8.20  
 米北 / (吉川)  
 山崎取消

刑事分科会は下記要領により開催され、  
 旨訂第1回開催確認、8.20、お知らせ

1. 8.20  
 2. 議程の詳細については、月下法務省  
 2. 取極中につき、判明次第追報

記

- 日時場所 7月22日(水) 總理府第2會議室
- 議題  
矯正局、保護局関係  
(特に恩赦の取扱い及び保護措  
置の3点について)

安全保障課長

8.25

刑事分科会(司法・法務部会)の開催

8.25  
 米北 /

8月25日 討論(調整部 安谷屋補佐)  
 8.25、次回刑事分科会開催につき、下記

9とあり連絡、8.25、お知らせ  
 (出席者氏名 米北 / 吉川 (及線 8.25) 等  
 お知らせ下さい)

記

- 会議名 刑事分科会
- 日時 8月9日(水) 午後2時8分
- 場所 總理府第2會議室  
(本府横 20117)
- 議題 判決の効力について報告  
(法務省と法制局との検討  
結果を報告する)

TABLES PERTAINING TO PENALTIES FOR VARIOUS OFFENDERS  
Penalties for Delinquency or Misconduct

This table of penalties for delinquency or misconduct will be used as a general guide in imposing disciplinary action to assure like penalties for like offenses throughout the Ryukyu Islands. The list of offenses and suggested penalties set forth below may not successfully meet the demands of all situations and therefore is to be considered as suggestive only. Final decision as to the action to be taken will rest with the responsible management officials. In arriving at the appropriate degree of penalty, only offenses for which penalties were imposed within the two preceding years will be used to determine whether a second or third offense has occurred. Before disciplinary action is taken for a second offense, it must be determined that disciplinary action was taken for the first offense. Likewise, before disciplinary action is taken for a third offense, it must be determined that disciplinary action was taken for the first and second offenses. An oral admonishment is not considered to be a penalty for the purpose of determining that a second or third offense has occurred or for determining the degree of penalty for subsequent offenses.

OFFENSES	PENALTIES		
	1st Offense	2d Offense	3d Offense
1. Insubordination (refusal to obey orders, impertinence, like offense).	Formal Reprimand or 1 Day Suspension	2 - 5 Day Suspension	6 - 10 Day Suspension or Removal
2. Fighting or creating a disturbance among fellow employees, resulting in an adverse effect on morale, production, or maintenance of proper discipline.	1 - 3 Day Suspension	4 - 6 Day Suspension	6 - 10 Day Suspension or Removal
3. Sleeping on duty (where safety of personnel or property is not endangered thereby).	Formal Reprimand or 1 - 3 Day Suspension	4 - 6 Day Suspension	7 - 10 Day Suspension or Removal
4. Sleeping on duty (where safety of personnel or property is endangered thereby).	5 - 10 Day Suspension or Removal	Removal	
5. a. Drinking intoxicants while on duty.	1 - 10 Day Suspension	Removal	
b. Drinking intoxicants on duty where safety of personnel or property is endangered thereby.	5 - 10 Day Suspension or Removal	Removal	

Appendix I

OFFENSES

PENALTIES

	1st Offense	2d Offense	3d Offense
6. Reporting for duty intoxicated to a degree which would interfere with proper performance of duty, be a menace to safety, or be prejudicial to the maintenance of discipline.	1 - 5 Day Suspension	5 - 10 Day Suspension	Removal
7. Absence without leave (any absence from duty which has not been authorized and for which pay must be denied).			
a. Minor - Unauthorized absence of 1 day or less, repeated tardiness, leaving the job without permission.	Informal Reprimand or Formal Reprimand	Formal Reprimand to 2 Day Suspension	3 - 10 Day Suspension or Removal
b. Major - Unauthorized absence of more than 1 Day.	Formal Reprimand to 3 Day Suspension	4 - 6 Day Suspension	7 - 10 Day Suspension or Removal
8. Theft. (Penalty imposed will be determined primarily by value of articles stolen, whether property was recovered, and employee explanation).			
a. Minor (If value of the item is small).	1 - 10 Day Suspension	15 - 30 Day Suspension	Removal
b. Major (If value of the item is significant).	15 - 30 Day Suspension or Removal	Removal	
9. False statements, misrepresentation, or fraud in application blank or other official records submitted to the Department of the Army. Apparent oversights and errors, where satisfactorily explained, may be excused where not otherwise disqualifying.	5 - 10 Day Suspension or Removal		
10. Loafing (willful idleness or deliberate failure to work on assigned duties).	Informal or Formal Reprimand.	Formal Reprimand or 1 - 3 Day Suspension	6 - 10 Day Suspension or Removal

Appendix I (cont)

2

OFFENSE	PENALTIES		
	1st Offense	2d Offense	3d Offense
11. Bribery. Asking, suggesting, accepting, or receiving (directly or indirectly) money or anything of value for giving, procuring or aiding to procure, employment or other services rendered in connection with official duties. Making offer of bribe, giving bribe, or knowingly serving as intermediary.	1 - 30 Day Suspension or Removal	Removal	
12. Gambling on U. S. Government Property.	Formal Reprimand or 1 - 5 Day Suspension	5 - 10 Day Suspension	Removal
13. Notorious misconduct off-duty. (With regard to off-duty conduct, all employees have an obligation to so conduct themselves that no disgrace or disrepute will be visited on the Department of Defense).	1 - 10 Day Suspension, if offense is minor. Removal for major offenses.	Removal	
14. Deliberate or willful failure to observe any written regulation or order prescribed by competent authority.			
a. Violation of administrative regulations where safety of persons or property is endangered thereby.	6 - 10 Day Suspension or Removal	Removal	
b. Violation of administrative regulations where safety of persons or property is not endangered thereby.	1 - 5 Day Suspension	6 - 10 Day Suspension or Removal	Removal
c. Refusal to testify in a properly authorized inquiry or investigation conducted by representatives of the U. S. Forces except where such refusal is based upon the grounds of self incrimination.	1 - 5 Day Suspension	6 - 10 Day Suspension or Removal	Removal
Appendix I (cont)	3		

OFFENSE	PENALTIES		
	1st Offense	2d Offense	3d Offense
15. Careless or negligent failure to observe any written regulation or order prescribed by competent authority.			
a. Violation of administrative regulations where safety of persons or property is endangered thereby.	1 - 5 Day Suspension	6 - 10 Day Suspension	Removal
b. Violation of administrative regulations where safety of persons or property is not endangered thereby.	Formal Reprimand	1 - 5 Day Suspension	6 - 10 Day Suspension or Removal
16. Immoral or indecent conduct.	3 - 5 Day Suspension or Removal		
17. Knowingly making false or malicious statements against other employees, supervisors or officials with the intent to harm or destroy the reputation, authority, or official standing of those concerned.	Formal Reprimand to 10 Day Suspension	Removal	
18. Strikes. Participating in any strike against the U. S. Government, or asserting the right to strike against the U. S. or knowingly holding membership in an organization that asserts the right to strike.	Removal		
19. Documents or records. Attempting to conceal, remove, mutilate, obliterate, or destroy records or documents with intent to conceal, remove, mutilate, obliterate, or destroy them. Concealing, removing, mutilating, obliterating, or destroying records or documents.	1 - 30 Day Suspension	Removal	
Appendix I (cont)	4		

OFFENSE

PENALTIES

20. Employee organization activity. Membership meeting, solicitation of membership, collection of dues, campaigning for union offices, conduct of elections for union officer, and distribution of union literature during working hours or on U. S. Forces property without approval of the activity commander.

1st Offense	2d Offense	3d Offense
Informal or Formal Reprimand	1 - 10 Day Suspension	11 - 30 Day Suspension or Removal

INSTRUCTIONS PERTAINING TO APPLICATION OF THE TABLE OF STANDARD PENALTIES

1. In determining whether the penalty for 1st, 2d, or subsequent offenses is appropriate, previous offenses during the past 2 years for which the penalty was a formal reprimand or suspension will be considered. When the employee's record also shows an offense for which an oral admonition was administered during the preceding 2-year period, that offense will not be considered in determining which of the alternative penalties to impose for the current offense.
2. When a first infraction involves a minor incident relating to administrative procedures or operating direction, the supervisor may give the employee an oral admonition.
3. The Table of Standard Penalties will be used as a guide in order to insure a consistent and equitable approach to disciplinary problems. It will be noted that a broad range of management discretion is permitted in determining penalties for specific offenses. This allows for full consideration of particulars surrounding commission of the offense, extenuating circumstances, employee's past record, and nature and degree of damage inflicted on management.



新聞切抜

1. 沖縄逮捕権拡大も  
- 米兵犯罪 - 政府、対米揺動へ

1. 琉球警察と米が合同会議  
逮捕権問題 課題にふさず

1. 政府米側と交渉開始  
沖縄警察権の拡大 - 取調べ 権を確保

1. 基地内捜査権も要求  
琉球警察が「米兵犯罪」

1. 琉球警察の権限拡大 - 初動捜査も協力  
琉米 - 米兵犯罪防止に合意

1. 沖縄警察権の拡大に望む

1. 続発する沖縄米兵の犯罪  
裁判権の移管急げ

1. 基地内の事件に琉球警察が参加  
捜査共助 改正に一致

45. 6. 12 読友

# 沖縄逮捕権拡大を

## 米兵犯罪 政府、対米折衝へ

政府は沖縄及び宮古島に在る米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。この結果、米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。この結果、米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。

政府は、沖縄及び宮古島に在る米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。この結果、米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。

政府は、沖縄及び宮古島に在る米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。この結果、米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。

45. 6. 18 読友

# 琉球警察と米が合同会議

## 逮捕権問題議題にならず

【沖縄、新聞】 琉球警察と米軍警察が、合同会議を開き、逮捕権問題について話し合った。合同会議は、琉球警察の逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。この結果、米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。

琉球警察と米軍警察が、合同会議を開き、逮捕権問題について話し合った。合同会議は、琉球警察の逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。この結果、米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。

米軍の隊、空、海兵の各部隊代表が参加して行われ、琉球警察の逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。この結果、米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。

米軍の隊、空、海兵の各部隊代表が参加して行われ、琉球警察の逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。この結果、米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。

琉球警察は、最近の米兵犯罪の増加を背景として、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。この結果、米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。

琉球警察は、最近の米兵犯罪の増加を背景として、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。この結果、米兵の犯罪を捕らえるべく、逮捕権を拡大するべく、対米折衝を行っている。



# 琉球警察の権限拡大

## 初動捜査も協力

### 琉米 米兵犯罪防止で合意

【琉球山本記者二十一日電】

琉球警察の権限拡大を協賛する米兵犯罪の防止を協賛する琉米両国が合意した。

琉球警察の権限拡大は、米軍側が琉球警察の権限拡大を認めたこと、自治協定への一歩前進として評価されたこと、初動捜査の段階から琉球警察と米軍捜査機関が完全な協力体制をとること、協定されたこと、従来、米軍の一方的捜査に終わるものがあったに大きな改善といえる。

また、軍施設内の犯罪でも琉球警察官が現われ、

入り捜査は認められたこと、

琉球警察の権限拡大は、米軍側が琉球警察の権限拡大を認めたこと、自治協定への一歩前進として評価されたこと、初動捜査の段階から琉球警察と米軍捜査機関が完全な協力体制をとること、協定されたこと、従来、米軍の一方的捜査に終わるものがあったに大きな改善といえる。

45. 8. 1 朝日

琉球警察の権限拡大は、米軍側が琉球警察の権限拡大を認めたこと、自治協定への一歩前進として評価されたこと、初動捜査の段階から琉球警察と米軍捜査機関が完全な協力体制をとること、協定されたこと、従来、米軍の一方的捜査に終わるものがあったに大きな改善といえる。

45. 8. 2 読 社説

### 沖繩警察権の拡大に望む

七二年の祖国復帰を前に沖繩住民は、いくつもの不安に直面させられている。復帰後の暮らしがどうなるかという心配はもろもろのことだが、目下注目されているのは米兵の凶悪犯罪と、断続的に行なわれる基地労働者の大量解雇と、住民にとって生命と生活に直接多岐にわたる問題として、痛切な影響を及ぼしている。この二つは基地沖繩に重くのしかかる苦悩を象徴しているといえる。

この二つは基地沖繩に重くのしかかる苦悩を象徴している。この二つは基地沖繩に重くのしかかる苦悩を象徴している。この二つは基地沖繩に重くのしかかる苦悩を象徴している。

45. 8. 4 談話「気流」

### 統発する沖縄米兵の犯罪 裁判権の移管急げ

公務員・中里 憲也 44 双方の連任助協定の改定を機に、沖縄における米兵の凶悪犯罪は、いよいよ際を断たない。この状況では、沖縄県民の人権確保は、ためしなく琉球政府主席は、二十七、むすかじ。ところが日本政府は、日米政府に抗議したが、犯罪 琉球政府からのたひの刑罰事件数の統計に食い違いがあり、つ 裁判権の移管要求をくつコソア、いたし言の通りなく、むすかじ、下の移管をうけて、(中略)

政府側の見解では、裁判権の移管へは、公法上の米犯罪、警察で強制執行をせしめるよ、を軍法会議から米軍管理下の琉球、り、捜査権の拡大と米法の網羅、民裁判所に移管する交渉にあつ、兵が対象というのである。だが、それを、復讐までの罪状の人権上、いままでも、復讐されても構わな、というのと同じではないか、日、本陣士連合でも、裁判権の移管は可能であり、加政府に難れる、問題ではないと法理論的見解を、(中略)

へ、したがって、公法上の米犯罪、を軍法会議から米軍管理下の琉球、民裁判所に移管する交渉にあつ、て、日本政府がへり、なる、理由はないと思ふ。ほん、政府が沖縄県民の立場に立つて、復讐を要するところであら、伝、作つて、移管する裁判権の移管、を、即時米政府に交渉すべき、(中略)

(大坂府報中)

### 基地内の事件でも 琉球警察が参加

捜査共助 改定で一致

【那覇】 竹下特選 二十一日、(中略) 琉球警察本部は、二十一日、米軍捜査当局との合同会議を開き、(中略) 捜査共助協定の改定、(中略) 二十一日の会議後、琉球警察の、(中略) 新県本部が明らかになった。

45. 8. 1 談話

【那覇】 基地内で沖縄県民の事件が、(中略) 捜査共助協定の改定、(中略) 二十一日の会議後、琉球警察の、(中略) 新県本部が明らかになった。